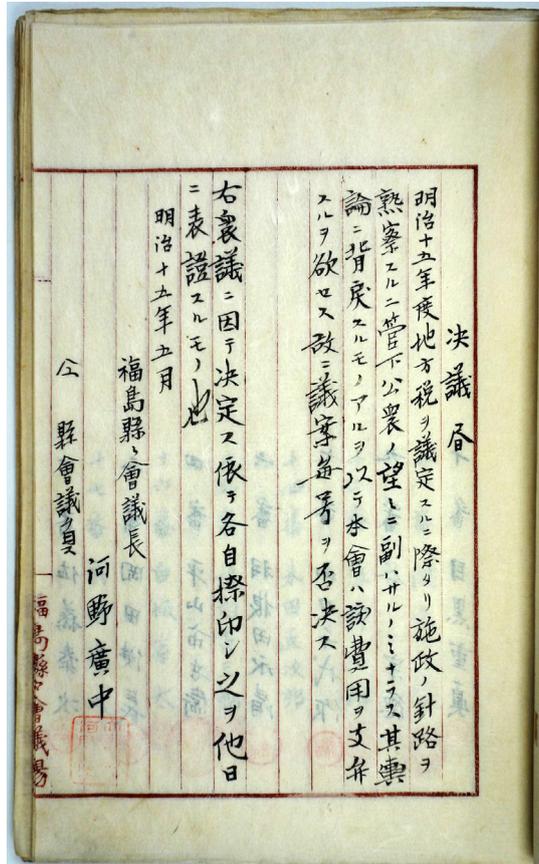


福島県史料情報

第62号 令和4年(2022)2月



決議書（明治・大正期の福島県庁文書 686）

議案毎号否決の決議書

明治十年代前半の福島県は、東北地方における自由民権運動の一大拠点であり、明治政府にとっては統治に手を焼く難治県の一つであった。そこで明治十五年（一八八二）一月、政府は鬼県令の異名を持つ三島通庸を福島県令に任命し、運動を抑え込ませようとした。

三島は赴任早々、会津三方道路の建設を打ち出し、同年四月には民権派が大勢を占める県会と激しく対立する。しかし、三島は彼らの存在そのものを否定するかのように県会には出席せず、県会からの再三にわたる出席要請も無視し続けた。

こうした三島の態度は民権派の議員をますます憤慨させ、ついには対抗策として、県令が県会に提出する議案をすべて否決してしまおうという強硬論まで現れる。当時の県会は現在の県議会と比べるとはるかに権限が弱かったものの、地方税の使いみち（この場合は道路工事）に関する審議は認められていた。この場合「管下公衆ノ望ミニ副ハサルノミナラス其輿論ニ背戻スル」として工事に必要な議案を否決することに対抗しようという作戦である。

この方法は、県会としての強い意志を示すことができる一方で、県政に混乱をもたらすことになるため、県会では十二日間にわたって激論が交わされ、最終的に二十三票対二十一票の僅差で可決された。しかし三島は、内務卿から原案執行の許可を取り付けて工事を強行したため、民権派と県令の対立は新たな段階へと移行し、河野広中をはじめ多くの逮捕者を出した同年十一月の福島・喜多方事件へとつながっていく。

こうして福島県の自由民権運動は衰退に向かい、本史料はその転機となった歴史的な決議書として知られている。

（山田 英明）

私年号「宝力」「宝明」
使用例の発見

本誌第六十一号で示した私年号「宝久」は、天明飢饉時、庶民が除災招福を求めた中で生まれた元号であり、社会体制の崩壊予兆とも読み取れる点を指摘した。本稿では、さらに新たな私年号を提示し、近世の私年号研究の深化を図りたい。

天保五年(一八三四)、陸奥国会津郡鶴巢村(現南会津町)名主馬場近右衛門の子佐内は、「三世相写」(馬場新家文書(その二)八三一)を記した。同書は、過去・現在・未来の因果・吉凶を説く書物で、識語には「甲午二月十三日書之」とある。そして、「天保五年」を消し「宝力元年」と加筆し、私年号「宝力」を使用したものであった。また、宝力は他村の史料でも使われた。後世の補記で、会津郡檜原村(現下郷町)に関する文書(その二)一九九九)である。同史料の「宝力元年午ノ三月」の記載は、宝力が南会津地方に広まっていた可能性を示している。

では、なぜ宝力が現れたのか。謎解きのカギは同時期に発生した私年号「宝明」にある。宝明は、天保五年二月作成「寸志見込勸諭帳」(馬場新家文書(その一)七)に記載が



寶明元年(1834) 寸志見込勸諭帳(馬場新家文書(その一)7)

ある。同史料で、前出の馬場近右衛門らが世話人となり、天保四年凶作の困窮者を救うため、古町組の有志が出金する寸志見込がまとめられた。表紙には「惣民安全」「百姓飢人御救心願」「五穀豊年」「一粒万倍」が並び、「宝明元年午二月」とある。天明飢饉以来の大凶作で、飢渴を身近に捉え、村々の無事・繁栄を願う言葉を用い、私年号の除災招福を重ねている。また、袋には「天保五年午四月」の記載に、他筆で「宝明元年」と書き足され、私年号を敢えて明示した。豊かさを意味する「宝」。強さ・勢いを象徴する「力」。あかるく照らす「明」。これらの文字に好転を期待し、天保飢饉を強かに乗り越えようとしたのである。

新たな私年号発見で、福島県域の近世私年号は、凶作と関連して発生し、対極的な「宝」を頻用する傾向が一つにあるといえる。また、私年号は、支配者層の目を忍んで使用され、その使用が秘匿される制約性があるにもかかわらず、豊富な私年号が伝存する点は、福島県史の注目すべき特徴である。(小野孝太郎)

変革期の笑い話

「笑う門には福来る」というように、笑いには人を幸せにする力がある。とくに年の初めとなれば、誰もが笑顔で過ごしたい。そんな方々にぜひお勧めしたいのが、『お年玉おとし噺』(檜枝岐村文書一一九七)という史料である。

本書は「春夏亭主し秋冬」なる人物が「一年の始の一興」として編んだ笑話集である。春夏亭秋冬とは幕末の檜枝岐村名主で『蚕養手引草』を著した星縫殿之助の雅号という(本紙第四十八号の渡邊智裕「河原田盛美と『蚕養手引草』」参照)から、さしずめ村人たちを楽しませるため

の名主からの「お年玉」といったところであろうか。内容は、花見・蚊やり火・越の雪・老人・蛭待・乞丐・七夕・煙草・三庄太夫・桜川忠兵衛・矢口渡ほか無題のものも含めた十三編が、挿絵とともに収録されている。正月に読むには季節感が合わない作品もあるが、一年中楽しめると思えば、気が利いているとも言える。

いずれも面白い作品だが、ここでは私がとくに気に入った「題乞丐」を紹介してみたい。主人公は乞食の夫婦で、橋の下で筵にくるまり寝物語をしている。妻曰く。



お年玉おとし噺(檜枝岐村文書1197)

世の人ハ、こんなさむひ夜にも西へ東へかけ廻りて、いそかしいことじや。わしどもハ、筵ふとんをきてハおれども、なんのせわもなく、こふしてねておるハ気らくのことじやのふ。寒空の下にも関わらず、「あちこち忙しく駆けずりまわるよりも、こうして筵ふとんで寝ている方がよっぽど気楽よ」と語る妻も大概であるが、これに対する夫の返事がまたすごい。そふさ、こふ高枕でねておられるハ、たれがかげじや。まったく悪びれることなく、「世の中の連中があくせく暮らしているなかで、こうして高枕で寝ていられるのも、働かない俺のおかげだぞ」と開き直っている。何とも人を喰った言い草である。村人に勤勉を説かねばならない立場の名主が、笑い話とはいえ、正月からこのような話を聞かせてよいものかとも思うが、先行きの見えない時代を生き抜くにはこれくらいの心の余裕が必要なのだということにおおこう。(山田英明)

安政コレラの流行情報の記録

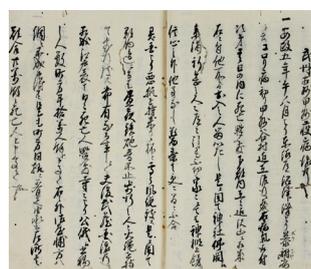
黒船来航、安政大地震、安政コレラ。幕末は衝撃の連続で始まった。中でも安政コレラは、安政五年(一八五八)初夏の長崎での発症を発端に、江戸、陸奥国、ふくしまの一部に蔓延し、甚大な被害をもたらした。流行とともに、コレラの情報が各地へ届けられたが、本稿では伊達郡梁川村(現伊達市)中村家に伝わるコレラの情報を取り上げたい。

中村家は、諸国の変事・奇事を「諸用留」(中村佐平治家文書二二七)に書き残している。原本は文化年間(十九世紀初)より記述が始まったが、戊辰戦争中に焼失し、後世へ残すため明治元年(一八六八)十二月に再書された。このうち「武州・相州・甲州疫病流行」で、コレラが駿河・甲斐・武蔵各国へ蔓延する様子について、次のように記した。

安政五年八月、東海道沼津宿から暴射病(暴瀉病)というコロリ病(急死する病氣)が始まり、甲斐国谷村(現都留市)辺りで流行した。この病気にかかると多くは当日中に死亡し、下郡内(旧都留郡北部)中で大勢が亡くなった。そのため他所からの出入りが禁止され、これにより神社仏閣へ参詣・祈念する人々が道々

にあふれた。家々では神棚を飾り祈る外なく、医療も間に合わなかった。外国より悪狐が持ち込まれたのだと専ら噂し、これにより郡内(旧都留郡)辺りは昼夜鉄砲の音がやまず、行き交う人々は火縄銃を持ち歩いた。希有なる事である。その後、武蔵国に流行し、江戸表で多くの死者が出た。寺院の報告では町方の死者は一〇万余で、武家方も含めれば死者二〇万余といわれる。

コレラ流行に対し、人々は移動制限と医療、祈念による沈静化を術としたが、拡大する流行と動揺は奇妙な事態を生み、流行原因を外国の悪狐による「狐憑き」とする風説が流布した。一方、中村家は、幕末の地震・コレラなどの災厄の遠因を黒船来航・開港にあると捉えており、コレラ流行が外国に対する負の印象形成に作用している。社会を震撼させる疫病に接した人々は、疫病とどう向き合い、どんな影響を受けたのか、後世に伝える使命があることを再考させられる。

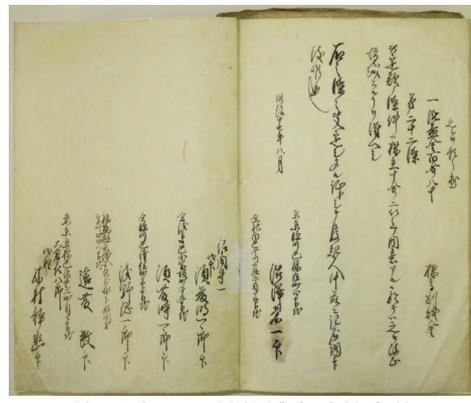


武州・相州・甲州疫病流行(明治元年(1868)臘月「諸用留」所収、中村佐平治家文書 217)

磐城炭礦社の設立と 渋沢栄一

渋沢栄一・浅野総一郎・遠藤致・大倉喜八郎・沼間守一・須藤時一郎・西牧喜八・馬目清吉・山崎藤太郎等十三名の実業家が押印した磐城炭礦社設立願が、明治十七年(一八八四)八月に福島県令三島通庸へ提出されている。願人総代は、地元福島県磐城国磐前郡下好間村字叶田(いわき市好間町下好間字叶田)廿八番地の元福島県議会議員遠藤致で、同郡湯本村(同市常磐湯本町)組戸長大平左司馬も末尾に押印している。

設立願等によれば、設立の経緯は以下の通りである。磐前郡上湯長谷村(同市常磐上湯長谷町)新田・小野田地内に含有する石炭については同郡白水村(同市内郷白水町)石炭



明治17年8月付磐城炭礦社定款写(明治・大正期の福島県庁文書 3289)

山と地続きで、同等の品質である。工部省へ鉱山測量技手の派遣を申請し、実測してもらったところ、石炭層は幾重にも重なって埋蔵量も多いことが判明した。同所より海岸部の小名浜村(同市小名浜)までは道路が平坦なため運搬が容易であり、採算性があると判断した。私たち数名が申し合わせて資本金を募って一社を設け、「磐城炭礦社」と称し、熟練の技手を雇い入れ、日本の坑法を遵守して開坑し、採炭営業すべく、定款(上掲図)を一緒に提出するので設立を認可していただきたい。

同年八月に作成された定款は、二十二箇条からなり、設立願に名を連ねた渋沢栄一・沼間守一・須藤時一郎・浅野総一郎・遠藤致・大倉喜八郎・山崎藤太郎等十三名の実業家が押印している。定款によると、磐城炭礦社は上湯長谷村地内で産出する石炭を採掘して販売することを目的に謳い、本社を福島県磐城国磐前郡湯本村字三函貳百拾六番地に置き、その売捌所を東京府下に設けると述べている。資本金は五万六千円で、株券は五百六十株に分割して発行されたのである。

同年十月十一日、福島県令三島通庸代理の福島県少書記官村上楯朝は、磐城炭礦社については一般の会社条例制定まで結社相對約束にするという指令を出した。(渡邊智裕)

白水阿弥陀堂を訪れた 六角紫水

明治三十五年(一九〇二)八月五日午後二時三十分、上野駅から乗車した三人の男達が磐城鉄道綴駅(現常磐線内郷駅、いわき市内郷綴町)に降り立った。三人の名は六角紫水・中野忠順・片野四郎といい、その目的は内務省古社寺保存委員会による岩手・山形・宮城・福島・栃木県下の古社寺調査のためであった。

紫水等は、同年七月三十一日に古社寺保存法により特別保護建造物に指定されたばかりの白水阿弥陀堂(現国室、同市内郷白水町)やその仏像群の現地調査を実施したのである。紫水は本名を注太良といい、岡倉天心と大変親しく、漆芸家としてよく知られた人物でもあった。

一行は、当時は四注造の茅葺きであった白水阿弥陀堂を午後三時に視察し、その後で御堂を管理する願成寺(同市内郷白水町)で仏像群の調査に当たった。この時期の白水阿弥陀堂はとても荒廃していたため、数年前より願成寺へ仏像群を避難し、安置していたのである。



明治29年の白水阿弥陀堂(明治・大正期の福島県庁文書 1837)

紫水は、本尊の木造阿弥陀如来坐像、左脇侍の木造觀世音菩薩立像、右脇侍の木造勢至菩薩立像、木造持国天立像(寺伝では広目天立像)、木造多聞天立像等五軀の仏像を入念に調査し、専門家の見地からそれぞれの材質・制作年代・作風・劣化状況・後補の有無・考察等を日記に書き留めている。なお、現在ではこの五軀の仏像は、全て国指定重要文化財(彫刻)となっている。

紫水の事績を見ると、このほかにも紫水は漆芸を中心に福島県との関係が深いことに気付かされる。明治三十一年九月十七日には、会津の漆樹栽培に力を尽くした初瀬川健増や化学者の吉田彦六郎とともに中国湖北省へ出張し、中国の漆液の調査を行っている。また、紫水は同三十三年五月十九日には福島県から漆器巡回教師を委嘱され、その年手当は百二十円であったことが判明する。さらに昭和六年(一九三一)から同十六年にかけて、紫水は委嘱製作事業や学術研究のため四回ほど来県している。同二十年には、空襲が激しくなった東京を離れて会津若松市へ疎開しているのである。(渡邊 智裕)

歴史資料館の一年

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に細心の注意を払いながら事業を実施した一年でもありました。

収蔵資料展は三回開催しました。第一回目の展示である「歴史のなかの災害―地震・噴火・洪水・疫病―」は、四月十七日から七月二十五日までの会期で、収蔵する災害に関係する古文書・行政文書を一堂に紹介しました。第二回目の展示である只見線復旧応援「奥会津の古文書―只見町石伏・田子倉地区を中心に―」は、八月七日から十一月三日の会期で、収蔵する只見町石伏地区や田子倉地区の古文書を展示しました。第三回目の展示である「新公開史料展」は、十一月二十日から十二月二十七日・十二月二十日から開催中で、『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十二集に収録した国見町の「西大枝区有文書」を紹介しています(三月二十七日まで)。

移動展では、十月八日から十一月三日まで「習いの手引き―ふくしまの教育史料―」を福島県立図書館で開催し、十月二十三日には、ふくしまを知る連続講座「近世の武芸から近代の体育へ」を実施しました。六月二十六日の地域史研究講習会

では、渋沢史料館副館長の桑原功一氏による「渋沢栄一とふくしま」と題したご講演をいただき、当館学芸員二名による「明治十五年コレラとの闘い―伊達郡を中心に―」や「磐梯山噴火と災害情報誌」と題した研究報告を行いました。

古文書講座は、七月十七日・二十四日・八月二十二日・九月十二日の四回実施し、伊達市霊山町の「今村文直家文書」にある江戸時代の往来物をテキストに使用しました。

二月二十七日のフィルムアーカイブズでは、昨年度に引き続き染織をテーマとし、「江戸時代の農書に見る藍栽培―『会津農書』を中心に―」の報告や、沖繩ゆかりの記録映像「芭蕉布を織る女たち―連帯の手わざ―」や「彩なす首里の織物―宮平初子―」を上映します。

資料閲覧については、完全事前予約制での対応となりました。

福島県史料情報

第62号 令和4年2月25日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <https://www.fcp.or.jp/history/>

E-mail history@fcp.or.jp